

■ 委員長報告概要 ■

	平成 29 年 3 月 定例会
	総務文教常任委員会
議 案 件 名	議案第 12 号 宇部市との山口県央連携都市圏域形成に係る連携協約の締結に関する協議について
概 要	総務省の連携中枢都市圏構想推進要綱で定めるところにより、地方自治法第 252 条の 2 第 1 項に基づく連携協約を、連携中枢都市となる宇部市と締結することに関する協議を行うもの
論点又は質疑 によって明らか になった事項	<p>*今年度中に連携協約を締結し、その後、連携中枢都市圏ビジョンを策定し、事業化に向けて詳細な調整を行う予定である。</p> <p>*締結の内容についての三つの大きな柱は経済成長のけん引、高次の都市機能の集積強化、圏域全体の生活関連機能サービスの向上である。</p> <p>*現在想定しているのは、8つのプロジェクトである。</p> <p>①経営革新・創業促進 ②広域観光の資源の創出 ③農村魅力創出 ④圏域情報発信 ⑤広域交通拠点活動 ⑥移住・定住 ⑦地域人材育成 ⑧暮らしの価値創造</p> <p>*費用負担については事業ごとに協議する。</p> <p>*事業の実施が決定したら、各市町で予算計上することになる。</p>
討 論	中枢都市にメリットが集中してしまう。また本市には課題が山積みしており、今の段階では早すぎるので反対する。
結 果	賛成多数で可決

平成29年3月定例会

総務文教常任委員会

議 案 件 名	議案第13号 山口市との山口県央連携都市圏域形成に係る連携協約の締結に関する協議について
概 要	総務省の連携中枢都市圏構想推進要綱で定めるところにより、地方自治法第252条の2第1項に基づく連携協約を、連携中枢都市となる山口市と締結することに関する協議を行うもの
論点又は質疑 によって明らか になった事項	議案12号と同様
討 論	中枢都市にメリットが集中してしまう。また本市には課題が山積みしており、今の段階では早すぎるので反対する。
結 果	賛成多数で可決

■ 委員長報告概要 ■

	平成 29 年 3 月 定例会
	民生福祉常任委員会
議 案 件 名	議案第 3 号 平成 28 年度山陽小野田市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 回）について
概 要	歳入歳出とも 1 億 1,080 万 3,000 円を減額し、予算総額を 83 億 9,969 万 8,000 円とするもの
論点又は質疑 によって明らか になった事項	<ul style="list-style-type: none"> * 決算を見込んで各事業費の予算額を調整。現時点での保険料収納率は現年分、滞納分合計で 58.78%。直近 7 年で最も高くなっている。減額の一番大きな要因は被保険者数の減少である。 * 「医療費の伸びの要因は何か」の問いに「抗がん剤など高度医療に係る調剤費の影響があり、本市の一人当たりの医療費は 43 万 9,000 円で県下 13 市中 6 番目」との回答があった。 * 「資格証明書や短期保険証の状況は」の問いに「収納担当の増員、保健師との同行訪問など収納対策を強化した効果で、資格証明書が 171 件、短期保険証が 403 件で昨年に比べ合計で 57 件減った」との回答があった。
討 論	なし
結 果	全員賛成で可決

議 案 件 名	議案第 4 号 平成 28 年度山陽小野田市介護保険特別会計補正予算（第 3 回）について
概 要	歳入歳出とも 4,800 万円を減額し、予算総額を 62 億 951 万 9,000 円とするもの
論点又は質疑 によって明らか になった事項	* 「安心ナースフォンの委託料減額の理由は」の問いに「8 月 1 日から入札により、月額 2,430 円から 1,404 円になった。サービス内容は変わらない。また、利用者数は死亡、入院等により 272 人から 265 人に減っている」との回答があった。
討 論	なし
結 果	全員賛成で可決

■ 委員長報告概要 ■

	平成 29 年 3 月定例会
	民生福祉常任委員会
議 案 件 名	議案第 5 号 平成 28 年度山陽小野田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 回）について
概 要	歳入歳出とも 557 万 5,000 円を追加し、予算総額を 9 億 9,771 万円とするもの
論点又は質疑 によって明らか になった事項	* 「収納率の見込みは」の問いに「特別徴収は 100%だが、普通徴収は 98.5%を見込んでおり、例年並み」との回答があった。
討 論	なし
結 果	全員賛成で可決

議 案 件 名	議案第 8 号 平成 28 年度山陽小野田市病院事業会計補正予算（第 2 回）について
概 要	予算に比べ入院患者を 1 日 180 人から 179 人、外来患者を 1 日 450 人から 410 人に下方修正。医業収益が 9,706 万 2,000 円減の 36 億 1,607 万 8,000 円となり、病院事業収益は 9,332 万 7,000 円減の 40 億 845 万 2,000 円。病院事業費用は 5,205 万円減の 42 億 6,337 万 1,000 円となり、税抜き予定損益計算では当年度純損失として 4,129 万 4,000 円増の 1 億 8,568 万 7,000 円を見込み、年度末累積欠損金が 34 億 5,730 万 6,000 円となる。
論点又は質疑 によって明らか になった事項	* 「外来患者が非常に減少しているが、どの診療科で減っているのか」の問いに「診療科別の分析は行っていないが、投薬期間の延長が大きな要因。整形の患者減は介護保険を利用している患者が医療機関でリハビリができなくなったため」との回答があった。 * 「医業収益 9,700 万円減の原因は何か」の問いに「県に出す資料等で高めに出していたため、実数に近づけただけ」また「病院債権の時効は何年か」に「病院債権は 3 年が時効。債権の回収は裁判所による強制執行等の方法しかないが、債権管理については債権管理条例等も含めて検討中である」また「身元引受人は保証人ではないのか」に「身元引受人は家族の場合が多く保証人としては適当ではないが、手術等の相談や同意という役割もある」との回答があった。
討 論	なし
結 果	全員賛成で可決

■ 委員長報告概要 ■

	平成 29 年 3 月定例会
	産業建設常任委員会
議 案 件 名	議案第 6 号 平成 28 年度山陽小野田市下水道事業特別会計補正予算（第 2 回）について
概 要	<p>今回の補正は料金システム機器更新と決算を見込み予算調整するもので、歳入歳出とも 1,684 万 7,000 円を減額し、補正後の予算総額を 29 億 5,854 万 3,000 円とするものである。繰越明許費は南部 14 号汚水幹線管敷設工事 6 工区ほか 23 件、総額 2 億 2,808 万 4,000 円を平成 29 年度に繰り越すものである。</p> <p>歳出で、システム改修負担金 99 万 1,000 円の増額は水道局に支払うもの、消費税及び地方消費税 583 万 8,000 円の減額は当初見込み額より確定申告額が少なくなったため、光熱水費 200 万円の減額は燃料費の値下がりによるもの、計画策定委託料 1,739 万 4,000 円の減額は落札減によるもの、工事請負費 1,739 万 4,000 円は工法変更に伴う増額で、委託料を工事費に充当するものである。地方債利子 1,000 万円の減額は地方債の利子が下がったことによる地方債利子の減額分を計上したものである。</p> <p>歳入について、現年度分負担金 100 万円の増額は年度内の徴収見込額の増収が見込めるため、現年度分使用料 1,377 万 1,000 円の増額は使用料の増収が見込めるため計上した。下水道事業費繰入金 3,061 万 8,000 円の減額は消費税、地方債利子及び電気料金の減と下水道使用料の増額によるもの。下水道建設費繰入金 970 万円の減額は受益者負担金、地方債の増額によるもの。一般債補助分 870 万円の増額は事業の変更に伴う市債の増額である。</p>
論点又は質疑	・ 工事請負費の工法変更に伴う増額については、埴生の工事途

<p>によって明らかになった事項</p>	<p>中で土質が変わったことにより、当初の工法では対応ができなくなったため。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 計画策定委託料の減額と工事請負費の増額が同額であるのは、全体の補助金の額が決まっている中で委託料に振り分けていた分の減額を工事費に振り分けたからである。 ・ 下水道の普及率は年度末に算出するが、予想としては0.6%アップの53.2%である。 ・ 徴収率は、去年の現年度分の99.2%と同程度と思われる。 ・ 受益者負担金は建設費のみの使用となっている。それが増えたので、建設費の繰入金が減った。
<p>討 論</p>	<p>なし</p>
<p>結 果</p>	<p>全員賛成で可決</p>

<p>平成29年3月定例会</p>
<p>産業建設常任委員会</p>

<p>議 案 件 名</p>	<p>議案第7号 平成28年度山陽小野田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2回）について</p>
<p>概 要</p>	<p>今回の補正は消費税及び地方消費税について決算を見込み予算調整をするもので、歳入歳出とも22万5,000円を減額し、補正後の予算総額を8,684万3,000円とするものである。</p> <p>歳出で、システム改修負担金5万3,000円の増額は水道局に支払うもの、消費税及び地方消費税27万8,000円の減額は当初見込み額より確定申告額が少なかったことによるものである。</p> <p>歳入で、一般会計繰入金22万5,000円の減額はシステム改修負担金と消費税及び地方消費税の差額を補うものである。</p>
<p>論点又は質疑によって明らか</p>	<p>なし</p>

になった事項	
討 論	なし
結 果	全員賛成で可決

平成29年3月定例会
産業建設常任委員会

議 案 件 名	議案第9号 平成28年度山陽小野田市水道事業会計補正予算 (第1回) について
概 要	<p>今回の補正は主に建設改良費、職員給与等の諸経費について決算を見込んでの調整である。</p> <p>収益的収入では給水収益を上方修正し、収入合計は5,595万8,000円の増額補正で合計が15億7,060万5,000円。支出は委託料、修繕費、薬品費など3,811万9,000円減の合計12億5,353万2,000円とした。税処理後の当年度損益は純利益1億8,829万8,000円となるが、非現金性の収入6,453万7,000円が含まれている。</p> <p>資本的支出は建設改良費で工事の一部不執行、工事内容の変更、入札減等が主な補正の原因で約1億円減額、これに償還金を含めての支出合計は9,812万円減の18億7,812万2,000円となる。これに前年度の継続費繰越額1億7,141万6,000円を加えた総額20億4,953万8,000円が執行予定額となる。これらの建設投資の財源となる資本的収入は企業債と一般会計からの繰入金で収入合計は12億344万7,000円となる。この結果資本的収支の差引不足額は8億4,609万1,000円となり、損益勘定留保資金、減債積立金及び建設改良積立金等で補填する。</p>
論点又は質疑 によって明らか になった事項	<ul style="list-style-type: none"> 給水量は企業用75mmなどが当初見込みより上向き、上方修正した。 法定福利費については、当初予算で不足すれば予算執行でき

	<p>なくなるため、多めに計上し、約380万円の減額となっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 臨時職員数は1名上水道会計で新規採用したが、工業用水道会計の職員が1名減となっているので、全体の数の変化はない。 ・ 臨時職員の雇用条件は、賃金が一般事務で1日6,000円、外に出られる方が6,700円、勤務時間は7時間45分、社会保険料は法定どおり2分の1の負担である。 ・ 修繕費の大幅減は突発的な修繕に対し、当初予算を多めに組んでいて、12月までの実績から先の3か月分で要らない分を落とした。 ・ 修繕については、施設の更新自体が先決である。高額なポンプなどは計画的に検査、点検を行っている。 ・ 料金収入のうち、家庭用の13mmと20mm口径の収益割合は約58%で、家庭用と一般企業店舗の契約件数の割合は97%と3%であり、一般企業店舗向け口径に対して割り増しで負担をいただいている。 ・ 大型投資により企業債が昨年の43億円から52億円に、内部留保資金は9億円から約7億円になった。 ・ 給水収益での回収率は99.93%である。 ・ 合併当初あった水道局の企業手当については、平成27年1月に廃止している。
討	なし
結 果	全員賛成で可決

平成29年3月定例会
産業建設常任委員会

議 案 件 名	議案第10号 平成28年度山陽小野田市工業用水道事業会計補正予算（第1回）について
概 要	今回の補正は職員給与等の諸経費について決算を見込んでの

	<p>調整である。収益的収入は児童手当の負担金、定期預金利息を調整し、収入合計は若干減額の2億9,823万3,000円。支出合計は117万8,000円減の2億7,148万5,000円としている。税処理後の損益については当年度純利益2,258万8,000円となるが、非現金性の収入396万7,000円を含んでいる。</p> <p>資本的支出は建設改良費が入札減等により1,404万7,000円減額し支出合計は8,090万2,000円となる。この財源としての収入はないので支出総額が不足額となり、損益勘定留保資金や積立金を取り崩して補填する。</p>
論点又は質疑 によって明らか になった事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 病院からの償還金については、予定している償還スケジュールに沿って予算を組まれていることを病院の予算編成担当者に確認している。貸付金の残額は28年度末で3億3,000万円である。 ・ 研修費25万9,000円の減額は、できるだけ研修派遣ができるように予算を組んでいたが、仕事の都合等により研修に参加することができなかったことによる。
討 論	なし
結 果	全員賛成で可決

平成29年3月定例会

産業建設常任委員会

議 案 件 名	議案第11号 山陽小野田市工場設置奨励条例の一部を改正する条例の制定について
概 要	<p>この度の条例改正は大きく2つで、1点目は企業グループを事業者の構成員に加え奨励措置の対象とするものである。現条例は同一企業が土地取得から操業まで行うことを想定しているが、近年、企業は事業分社化やホールディング化など企業形態が多様化している。これに対応するため、小野田・楠企業団地の分譲促進及び市内企業の内発促進を積極的に進める目的での</p>

	改正である。2点目は現条例に規定されている中小企業者の定義が中小企業基本法に規定する製造業その他に限られており、本市が規定する奨励措置対象業種の一部について中小企業基本法に規定する中小企業の定義との間に不整合があるため改正を行うものである。
論点又は質疑 によって明らか になった事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今回の条例改正で恩恵が受けられる企業は、県に適地照会している企業が年30件程度あり、そのうちの1割程度が企業グループの形態を検討している。また、市内にも幾つかの企業がこの形態をとられている。 ・ 小野田・楠企業団地は全19区画のうち、まだ12区画残っている。 ・ 山口県も小野田・楠企業団地を西日本の流通拠点として、優先的に捉えており、奨励金のような形のメリットとして、企業の進出を誘導していきたい。
討 論	なし
結 果	全員賛成で可決

平成29年3月定例会

産業建設常任委員会

議 案 件 名	議案第43号 損害賠償請求事件の和解及び損害賠償の額を定めることについて
概 要	平成26年9月に発生した事故で、市に無断で市道の側溝の壁を壊し、民地の水を流せるようにしたため、側溝に段差が生じ足を取られ転倒したものである。平成26年当時、市の対応は当事者から聞き取り及び現地確認を行い、道路賠償責任保険会社に届出をした上で、市には過失責任はないと判断していた。また、当事者はその後平成27年9月28日まで入院や通院をされ、治療を終了している。今回の訴えは、転倒事故に伴う費用等について損害賠償請求の訴訟である。被告は土地所有者1名と土地所有者の親族1名と危険な状態を放置したこと

	と併せて歩道上の管理過失がある本市となる。裁判の中で裁判所より和解案が提案され、原告と被告3者がこれに応じる意向が確認された。本年度中に和解が成立すれば和解案で示された本件解決金32万5,000円を原告に支払うことになる。
論点又は質疑 によって明らか になった事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 想定される市の責任としては、側溝が市のものであるということ。無断で側溝を壊されたとはいえ、管理者として見ていなかった、分からなかったでは済まされなかったということ。 ・ 和解案を受け入れるかどうか、その額で妥当かどうか、市長の判断により決定した。 ・ 32万5,000円の算出は市の責任分12.5%である。
討 論	賛成：非常に納得がいかない部分はあるものの、総合的に考慮し賛成する。
結 果	全員賛成で可決

平成29年3月定例会

産業建設常任委員会

議 案 件 名	平成28年請願第1号 前場橋から埴生漁港までの市道拡幅工事を求める請願書
概 要	<p>請願者は下市自治会長、埴生地区自治会協議会会長、山口県漁業協同組合埴生支店運営委員長の3名で、旧国道2号から前場橋を通り、埴生漁港につながる市道を直線にし、拡幅工事の早期実施を求めるものである。</p> <p>理由は現市道には曲がりがあり、道幅が狭いため、経済的な面、リスク管理面、観光事業の面からも障害になっており、特に自然災害時の避難は困難を来すことが明白であることからである。</p>
論点又は質疑 によって明らか になった事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 行政に対し、平成26年11月に前場橋からハラダ薬局前の三差路までの道路拡幅など、平成27年6月には今回の請願と同様、国道2号から埴生漁港に抜ける市道拡幅の要望書が

出されている。

- ・ 市の回答書は、2回とも地元の協力が得られれば、本市全体の道路整備計画の中の新規事業の一路線に加えるよう検討したいというもの。
- ・ 現在の市の道路整備についての考えは、継続事業のみで、よほどのことがない限り新規事業の着手予定はない。
- ・ 漁港まで直線道路にすると市道の付替え、立退き等、かなりの事業となり、公共事業として優先順位の高い新規事業での整備は疑問である。

自由討議

- ・ 現地調査も行い、道路の拡幅は困難でも、やはり過去に災害に遭われた皆さんの思いをくみ取っていくべきで、採択に結び付けたい。
- ・ 市内の道路全般を見た時、優先度はどうか疑問を感じるが、実際2回の水害を経験されているし、防災についてもっと研究すべきである。
- ・ 今回は趣旨採択か一部採択のイメージと思う。
- ・ 請願の理由の中で、地域の発展のためとか漁港へ通じる道という意味だけであれば、優先度に疑問があるが、防災の点では理解できる。
- ・ 請願内容についてはやや飛躍されており、経費の面でもかなり難しいので、なかなか理解できない部分がある。しかし実際に水害に遭われた地区であり、議会としても防災ということは受け入れるべきなので、内容そのものではなく趣旨採択をしてはどうか。

討 論	なし
結 果	全員賛成で趣旨採択

■委員長報告概要■

		平成29年3月定例会
		一般会計予算決算常任委員会
議 案 件 名	議案第2号 平成28年度山陽小野田市一般会計補正予算（第8回）について	
概 要	<p>今回の補正は、決算を見込んだ補正のほか、寄附金など、取り急ぎ措置すべき案件の補正であり、歳入歳出それぞれ11億5,283万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ324億3,352万5,000円とするものである。財源調整として財政調整基金繰入金が3億9,599万8,000円減額されており、財政調整基金の予算上の残高は37億8,867万1,000円である。</p>	
論点又は質疑 によって明らか になった事項	<p>【ふるさと寄附金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 2款総務費1項総務管理費8目財産管理費、ふるさと支援基金積立金の増額の主なものは、ふるさと寄附金800万円の積立てで、補正後の積立金は2,310万円 ○ 2款総務費1項総務管理費9目企画費の報償金234万4,000円の増額は、ふるさと寄附金の寄附者への返礼品の購入費の増額で、補正後の予算は637万9,000円 ○ (歳入) 17款寄附金1項寄附金3目民生費寄附金、企業版ふるさと寄附金520万円の増額は、子育て総合支援センター整備・運営事業に対して、企業4社からの寄附 ○ 企業版ふるさと納税とは <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成28年4月の税制改正において新たに創設 ・ 地方自治体の地方創生の取組のため企業の寄附の負担を軽減 ・ 対象事業は内閣府の認定が必要。本市では子育て総合支援センター整備・運営事業について認定を受け、平成28年度は、同センターとして購入した旧労働基準監督署の土地建物購入費用について企業が寄附した場合、通常の寄附に比較して企業負担を軽減 <p>(質疑)</p> <p>「ふるさと寄附金が10倍だが、評価は」との質問には「返礼品の効果は大きい。返礼品も地域の特産品的なもので、地域経済の活性化につながる。継続していきたい」との答弁</p> <p>「ふるさと納税による控除の影響は」との質問には「平成27年、本市の方のふるさと納税は、292件、2,417万2,255円である。地域産品の情報発信になるので、うまく使っていきたい」との答弁</p> <p>「企業版ふるさと納税で年数制限はないのか。また、他の認定事</p>	

業は」との質問には「子育て総合支援センターは、時限立法で4年間。他の事業は理科大の薬学部建設も認定をもらっており、平成29年度はこの2件が対象」との答弁

【クラブハウス機能を備えた交流施設】

○ 2款総務費1項総務管理費28目スポーツ施設費の減額は、レノファ山口の練習拠点となるクラブハウス機能を備えた交流施設の建設が完了したことによる。歳入として、レノファ山口からの財産貸付収入42万2,000円を計上。貸付料算定のための固定資産仮評価額が算出されたことから、実際の貸付料は15万7,000円

(質疑)

「レノファ山口への貸付料の計算方法は」との質問には「山陽小野田市普通財産貸付料算定基準に基づき、固定資産税の評価額を基に計算するが、予算計上のときには固定資産税の仮評価が出ていなかったのので、建設費の7掛けで計算した。施設が完成し、その評価を基に計算すると15万7,000円となった」との答弁

「クラブハウス建設の補正予算の説明では、貸付料はレノファの負担分で、総額の半分をレノファに持ってもらいたいという答弁だったが、15万7,000円では負担割合がかなり低くなる。その整合性は」との質問には「当初は、年間300万円か400万円、20年ぐらいで約半分と思っていたが、15万7,000円では年間180万円ぐらいになる。年数的には半分に到達するのが長くなるが、考え方として、貸付料で何十年間掛けてもらう考えである」との答弁

【大学薬学部建設】

○ 2款総務費7項大学費1目大学費のうち、工事請負費1億2,364万円の減額は、C棟に係る建築主体工事等について、平成28年度に業者決定、工事着手の予定だったが、平成29年度に行うことにしたことによる減額

○ 業者選定の準備を行うことから、債務負担行為補正において、山口東京理科大学薬学部校舎建設事業として、期間を平成28年度から平成29年度までの2年に変更し、限度額を1億2,364万円増額

○ 公立大学法人運営基金積立金1,089万8,000円の増額は、公立大学法人設立前に学校法人東京理科大学が老朽化した施設設備等の更新、修繕等に必要な経費を9億5,000万円と算定し、公立化までに完了しない、又は着手できない経費を5億9,600万円と見込み、大学施設整備負担金として市に支払うことになっていたが、精査の結果、6億782万9,597円となったため、当初

予算との差額 1,182 万 9,597 円を公立大学法人運営基金に積み立てるが、運営費交付金 93 万 2,000 円の財源分を同基金から充当するため、それを差し引き、同基金に積み立てるもの

【臨時福祉給付金】

- 3 款民生費 1 項社会福祉費 9 目臨時福祉給付金費は、決算を見込んでの 2,825 万円の減額と平成 27 年度の臨時福祉給付金に係る国庫補助金の超過分 46 万 1,000 円の返還
(質疑)

「臨時給付金の実績は」との質問には「高齢者向け臨時福祉給付金、臨時福祉給付金及び障害遺族年金受給者向け臨時福祉給付金の三つがある。高齢者向け臨時福祉給付金は支給対象者 7,639 人で支給済み 7,189 人、支給率 95.81%。臨時福祉給付金は支給対象者 1 万 2,529 人で支給済み 1 万 1,005 人、支給率 87.84%。障害遺族年金受給者向けの給付金は支給対象者 349 人で支給済み 309 人、支給率 88.54%」との答弁

【児童クラブ】

- 3 款民生費 2 項児童福祉費 6 目児童クラブ費、保育業務委託料 304 万円、備品購入費 65 万円の減額は、今年度、本山と小野田の 2 か所のクラブで高学年を受け入れる予定だったが、支援員の確保が困難となり、今年度の拡充を見送ったことによる減額

【生活保護費】

- 3 款民生費 3 項生活保護費 2 目扶助費のうち 20 節扶助費 9,000 万円の減額は、生活保護受給者数の減少に伴う減額
(質疑)

「生活保護費の対象者がどの程度減ったのか」との質問には「受給者は、平成 24 年度 1,045 人をピークに年々減少し、平成 28 年 12 月末時点で 877 人。減少の要因は、新規受給者より廃止受給者が上回った。廃止の理由は、平成 27 年度では、就労による収入の増加 34 名、死亡 32 名、市外転出 24 名で、この三つで全体の約 93%」との答弁

【農業振興費】

- 6 款農林水産業費 1 項農業費 3 目農業振興費、新規農業就業者定着促進事業補助金 160 万円の減額は、11 人が対象だったが、退職等により 3 人減となったこと、新規就業者受入体制整備事業補助金 926 万 1,000 円の減額は、当初 3 人を雇用し、ビニールハウス、トラクター、冷蔵庫等を整備する予定が、2 人が退職し、ビニールハウス、灌漑施設の増設のみとなったことによる。

【埴生小・中学校建設】

- 10 款教育費 2 項小学校費 3 目学校建設費 4,202 万 2,000 円の減額は、埴生小・中学校建設に係る測量調査委託料、調査設計委託料、調査委託料、用地購入費の減
(質疑)

「用地購入費 3,532 万 1,000 円の減だが、単価と面積は」との質問には「単価は平米当たり 4,500 円、面積は 6,373 m²」との答弁

【旧厚狭図書館】

- 10 款教育費 5 項社会教育費 3 目図書館費の調査委託料 535 万 9,000 円の減額は、旧厚狭図書館解体に伴う近隣民家の影響調査の調査対象家屋数の減と入札減、15 節工事請負費 2,973 万 7,000 円の減額は、旧厚狭図書館の解体工事に係る入札減によるもの
(質疑)

「図書館解体後、借地は返還し、借地料を払わないということか」との質問には「旧厚狭図書館の用地は、市で購入し、旧教育事務所跡地と一体的に職員用駐車場及びイベント時の臨時駐車場として活用する案があり、地権者と話をしている」との答弁

「建物を解体した後は返却ということだったが、いつから購入する話になったのか」との質問には「平成 27 年 9 月補正において、図書館の西側の市有地に職員駐車場を造る予算を上げたが、修正された。その後、市で協議し、旧厚狭図書館の用地を購入し、南側の厚狭税務署側から進入できる形であれば安全ということで、現在そういった話をしているが、時期がきたら補正予算で対応したい」との答弁

「駐車場の建設に関連して、進入路程度の購入は必要という提案は議会からあったが、なぜ全部買うのか」との質問には「厚狭公民館と厚狭図書館の解体の計画があるが、厚狭公民館は順調に解体され、売却の方向で検討する。厚狭図書館は、借地が 2 件あり、解体後は、返還する場合、原形復旧となっているが、原形復旧は相当な金額も掛かる。現在、総合事務所の職員駐車場のため、土地開発公社の土地を借りており、土地開発公社の土地も売れない状況を総合的に判断して、借地 2 件を買ってはどうかということで議論している。ただ、まだ協議中で、具体的な方針は打ち出せない」との答弁

討 論

なし

結 果

全員賛成で可決